

昨日、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令されました。

本市を含む福島県は、この対象地域に入っておりませんが、首都圏など感染拡大警戒地域への不急の往来をはじめ、お子さん、家族、隣人、友人など大切な方々の安全と生きる権利を尊重する行動として、次の3点について、私から重ねて保護者の皆様をお願いします。

1 3つの『密』を避ける

クラスター（感染集団）による感染拡大防止のため、『密閉』、『密集』、『密接』の3つの『密』が重なるような集まりは避けてください。

2 手洗い・咳（せき）エチケットの励行

感染症対策の基本である、「石けん等による手洗い」、「咳（せき）エチケット」の励行を重ねてお願いするとともに、「自分の身は他人任せにせず、自分で守る」ことを念頭に、ご自分やお子さんの健康管理をお願いします。

3 体調の管理

「コロナ疲れ」、「自粛疲れ」に陥ることなく自己管理にお努めください。

令和2年4月8日

保護者の皆様へ

郡山市長

品川 萬里

※この通知は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）第3条及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法」第3条に基づき、保護者の皆様へお願いするものです。

安倍総理 緊急事態宣言全文

基本的対処方針等諮問委員会において、新型コロナウイルス感染症については、肺炎等の重篤な症例の発症頻度が相当程度高く、国民の生命および健康に対して重大な被害を与える恐れがあり、かつ、感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきているとされました。

このような状況について、全国かつ急速なまん延による国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある事態が発生したと判断し、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、緊急事態宣言を発出いたします。

緊急事態措置を実施すべき期間は、本日、令和2年4月7日から5月6日までの1カ月間とし、実施すべき区域は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県および福岡県の7都府県となります。

なお、感染拡大の状況等から措置を実施する必要がなくなったと認められる時は、すみやかに、緊急事態を解除することといたします。

この後の記者会見で、国民の皆様には、改めて私から詳しくご説明いたしますが、緊急事態を宣言しても海外で見られるような都市封鎖を行うものではなく、公共交通機関など必要な経済社会サービスは、可能な限り維持しながら、密閉、密集、密接の三つの密を防ぐことなどによって感染拡大を防止していく対応に変わりはありません。

他方で、緊急事態措置の実効性を高め、爆発的な感染拡大を防ぐためには、今般、改訂を行った基本的対処方針に基づき都道府県からの外出自粛要請等への全面的なご協力や社会機能維持のための事業の継続など国民の皆様、お一人お一人に十分にご協力をお願いする必要があります。

もっとも重要なことは、何よりも国民の皆様の行動変容、つまり、行動を変える。専門家の試算では、私たち全員が努力を重ね、人と人との接触機会を最低7割、極力8割削減することができれば、2週間後には、感染者の増加をピークアウトさせ、減少に転じさせることができます。

効果を見極める期間も含め、ゴールデンウィークが終わる5月6日までの1カ月間に限定して、国民の皆様には、7割から8割削減を目指し、外出自粛をお願いします。

政府においては、この国家的な危機にあたり、国民の命と健康のことを第一に、都道府県とも緊密に連携しながら、感染拡大の防止に向けた取り組みを進めて参ります。各位にあっては、今後とも基本的対処方針に基づき、対策に全力を挙げてください。

新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベント中止等 及び市有施設の休館に関する指針（4月6日改正）

1 これまでの経緯と現状認識

新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止するため、郡山市においては2月20日、この指針を定め、2度の見直しを経て、5月10日までの市主催等のイベントや市有施設の休館について対処してきた。

新型コロナウイルス感染症患者については、全国的に都市部を中心に感染者が急増していること、県内においても4月4日までの1週間で、感染者が2例から14例に急増したこと、郡山市においても4月4日に2例目の患者発生があったところである。

これらを踏まえ、4月1日に新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発出した、「新型コロナウイルス感染症対策の状況・提言」において、地域ごとの対応に関する基本的な考え方として規定した地域区分の『感染確認地域』に位置づけ、その「想定される対応」に基づき、以下のとおり、今後の対策を進める必要がある。

2 イベントの考え方

(1) 屋外で実施されるイベント

密集、密接状態をつくり出さないための必要な予防対策を講じた上で、原則として、実施とする。ただし、屋外で実施されるイベントであっても、県外から多数の参加者が見込まれるイベントについては、市中感染が発生している地域からウイルスが持ち込まれるおそれがあるため、原則として中止、延期とする。また、主たるイベントが屋外で実施されるイベントであっても、「クラスター3条件」に該当し、関連行事が行われるイベントについては、原則として中止、延期とする。

(2) 屋内（室内）で実施されるイベント

「クラスター3条件」を満たす屋内（室内）で実施されるイベントについては、原則として中止とする。

「クラスター3条件」を満たさない屋内（室内）で実施されるイベントについては、参加人数が50人未満の場合、開催できる。参加者が50人以上であっても、会場面積が一人当たり4平方メートル以上、または座席の間隔を前後左右一人置きに確保するとともに、主催者がイベントの様態からクラスター発生のリスクを評価し、必要な予防措置を講ずることを条件に実施できる。

なお、屋内（室内）イベントの実施に際しては、後日参加者から患者が発生した場合、保健所が行うクラスター発生対策を適切に実施できるよう、主催者は、全参加者の氏名、住所と連絡先を把握するよう努めるものとする。

3 市有施設の休館について

市有施設については、施設利用の様態が、「クラスター3条件」を満たすか否かを総合

的に評価し休館の判断を行う。また、開館する場合にあっても、市有施設を利用して実施されるイベントが、50人以上の集会等、または「クラスター3条件」を満たす場合には、利用を認めないことがある。

4 イベント開催上の留意点

イベント等を開催し、又は市有施設を開館する場合は次のことに留意する。

(1) 事前の周知

当日を含め、イベント参加時や市有施設利用時の過去2週間以内に発熱（受診や服薬等により解熱している状態を含む）、呼吸器症状（せき、くしゃみ等）がある方や具合の悪い方、感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方のイベント等への参加又は施設の利用をご遠慮いただくことを周知する。

(2) 開催時等の対応

- ① 会場や施設の入り口に手指消毒の資材等を配置する。
- ② 多くの方が触れる場所（ドアノブなど）をこまめに消毒する。
- ③ マイクロ飛沫感染も考えられることから換気が悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転及び定期的に外気を取り入れる換気を行う。運動施設においても、密室になるような更衣室等の換気に十分留意する。
- ④ 手の届く範囲に人を密集させないよう、会場等に入る定員をいつもより少なくし、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- ⑤ 会場内において利用者同士が手の届く範囲に長時間集まらないよう周知する。
- ⑥ 対面で長時間会話をしない、又は大きな発声をしないよう周知する。
- ⑦ イベント等の参加者や施設利用者（以下「参加者等」という。）に対して咳エチケットを励行すること等の注意事項を周知する。

(3) 主催者等によるフォロー

主催者又は施設管理者は参加者等に感染症対策の注意喚起や保健所へ相談する場合等について記載したチラシを配布、周知する。

5 花見の期間やゴールデンウィークの市民への協力要請

花見の期間やゴールデンウィークにおける本市で管理する公園等の利用は、次の基準により市民へ協力を要請する。

- (1) 公園等内の開放空間における花見などの利用は可能とする。
- (2) 開放空間であっても密集して過ごすような空間、例えばレジャーシートやレジャーテーブル・椅子等を使用しての飲食、歓談については自粛いただく。
- (3) 過去2週間以内に発熱（受診や服薬等により解熱している状態を含む）やせき、くしゃみなどの呼吸器症状のある方や具合の悪い方、感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方の公園等の利用は控えていただく。

6 指針の適用期間

この指針の適用期間は、令和2年5月10日までとする。

7 指針の改正について

この指針は、同感染症の発生動向を踏まえ随時改正する。

8 附 則

この指針は、令和2年2月20日から施行する。

この指針は、令和2年2月25日から施行する。

この指針は、令和2年3月24日から施行する。

この指針は、令和2年4月6日から施行する。

(注) クラスタ：新型コロナウイルス感染者の小規模集団のこと。

マイクロ飛沫：5マイクロメートル未満の飛沫や空気中に含まれている霧のような微粒子であるエアロゾルが地上に落下せずウイルスを含んだままふわふわと空気中を漂うこともある。（このことを踏まえイベントや施設利用にあたって十分な警戒を行い感染対策に最善を尽くすために重要な換気をお願いするもの。）

(注) 「想定される対応」とは、次のとおりである。

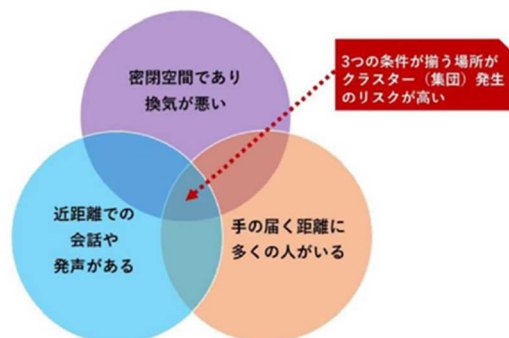
- ・人の集まるイベントや「3つの密」を徹底的に回避する対策をしたうえで、感染拡大のリスクの低い活動については、実施する。
 - ・具体的には、屋内で50名以上が集まる集会・イベントへの参加は控えること
 - ・また、一定程度に収まっているように見えても、感染拡大の兆しが見られた場合には、感染拡大のリスクの低い活動も含めて対応を更に検討していくことが求められる
- (以上、同提言8頁原文のまま)

集団感染のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が3月9日に示した見解によれば、これまで集団感染が確認された場に共通するのは、

- ・換気の悪い密閉空間であった
- ・多くの人々が密集していた
- ・近距離での会話や発声が行われた

という3つの条件が重なった場である。こうした場ではより多くの人々が感染していたと考えられているため、この3つの条件が同時に重なる場を徹底的に避けることが重要である（図参照）。



(出典：令和2年3月24日 文部科学事務次官通知)

地域区分について

※4/1の政府の専門家会議で示したもの

地域	地域要件	想定される対応
感染拡大警戒地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規感染者数やリンクなしの感染者数が、直近1週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュートには至っていない。 ● 帰国者・接触者外来の受診者が直近1週間前と比較して一定以上の増加基調が確認される。 ● 重症者優先の医療提供体制の構築を図っても、近い将来、切迫性が高い、又はそのおそれが高まっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「3つの密」を避けるための取組（行動変容）をより強く徹底。 ● 自治体首長から次の行動制限メッセージ等の発信、市民相互の啓発 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 期間を明確にした外出自粛要請 ➢ 地域レベルでも10名以上が集まる集会・イベントへの参加を避ける ➢ 家族以外の多人数での会食などは行わない ➢ 具体的な集団感染事例を踏まえた、注意喚起の徹底。 ● 学校の一斉臨時休業の検討
感染確認地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規感染者数やリンクなしの感染数が、直近1週間前と比較して一定程度の増加幅に収まっている。 ● 帰国者・接触者外来の受診者があまり増加していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 人の集まるイベントや「3つの密」を徹底的に回避し、感染拡大のリスクの低い活動については実施。 ● 屋内で50名以上が集まる集会・イベントへの参加は控える。
感染未確認地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 直近1週間、感染者が確認されていない地域（海外帰国の輸入例を除く。直近1週間においてリンクなしの感染者数もなし） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋外でのスポーツやスポーツ観戦、文化・芸術施設の利用、参加者が特定された地域イベントなどは、適切な感染症対策を講じ、リスク判断の上、感染拡大リスクの低い活動は注意をしながら実施する。

